

○総務省告示第五百二十号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）第十条の二第一項の規定に基づき、平成二年郵政省告示第七百十九号（陸上移動業務の無線局において使用する電波の周波数を表示する記号を定める件）の全部を次のように改正する。

平成二十三年十二月十四日

総務大臣 川端 達夫

1 MCA陸上移動通信用

記号及び記号に対応する周波数は、次の表1及び表2に掲げるとおりとし、表示の方法は、表1に掲げるものにあつては、同表の記号の欄に掲げる分類記号及びブロック番号に、表2に掲げるものにあつては、同表の記号の欄に掲げる記号によるものとする。この場合において、表1に掲げるブロック番号が1桁であるときは、十の位に0を付して表示する。

（表示例） P01 P12 ABV

表1

記号		周波数
分類記号	ブロック番号(N)	

)	
P	1～10	$f = 930.025 + (2N - 2) \times 0.025 + i \times 0.5\text{MHz}$ ($0 \leq i \leq 7$) $f = 930.025 + (2N - 1) \times 0.025 + i \times 0.5\text{MHz}$ ($0 \leq i \leq 7$) の式により与えられる16波
P	11～25	$f = 934.025 + (2N - 22) \times 0.025 + i \times 0.75\text{MHz}$ ($0 \leq i \leq 7$) $f = 934.025 + (2N - 21) \times 0.025 + i \times 0.75\text{MHz}$ ($0 \leq i \leq 7$) の式により与えられる16波 (ただし、ブロッツク番号25においては、939MHzを除外)
P	26～35	$f = 934.0125 + (2N - 52) \times 0.025 + i \times 0.5\text{MHz}$ ($0 \leq i \leq 7$) $f = 934.0125 + (2N - 51) \times 0.025 + i \times 0.5\text{MHz}$ ($0 \leq i \leq 7$) の式により与えられる16波
P	36～50	$f = 934.0125 + (2N - 72) \times 0.025 + i \times 0.75\text{MHz}$ ($0 \leq i \leq 7$) $f = 934.0125 + (2N - 71) \times 0.025 + i \times 0.75\text{MHz}$ ($0 \leq i \leq 7$) の式により与えられる16波
Q	1～50	同一ブロッツク番号に対応する記号 P 1～P 50の周波数にそれぞれ6.25kHzを加えて与えられる16波 (ただし、ブロッツク番号25においては940.00625MHz、ブロッツク番号50においては939.99375MHzをそれぞれ除く15波)
B	1～50	同一ブロッツク番号に対応する記号 P 1～P 50の周波数からそれぞれ80MHzを減じて与えられる16波

		(ただし、ブロッック番号25においては、860MHzを除く15波)
C	1～50	同一ブロッック番号に対応する記号Q1～Q50の周波数からそれぞれ80MHzを減じて与えられる16波 (ただし、ブロッック番号25においては860.00625MHz、ブロッック番号50においては859.99375MHzをそれぞれ除く15波)

注 1 Nはブロッック番号とする。

2 fは周波数とする。

3 iは整数とする。

表 2

記号	周波数
ABV	記号P1～P50及びQ1～Q50の周波数 1597波

2 デジタルMCA陸上移动通信用

記号及び記号に対応する周波数は、次の表1及び表2に掲げるとおりとし、表示の方法は、表1に掲げるものにあつては、同表の記号の欄に掲げる分類記号及びブロッック番号に、表2に掲げるものにあつては、同表の記号の欄に掲げる記号によるものとする。この場合において、表1に掲げるブロッック番号が1桁であるときは、十の位に0を付して表示する。

(表示例) X 05 X 31 D B V

表 1

記号	周波数
分類 記号	ブロック 番号
X	1～20
X	21～50
J	1～50

注 1 Nはブロック番号とする。

2 fは周波数とする。

3 iは整数とする。

表 2

記号	周波数
DBV	記号X1～X50の周波数 399波